

いのちとくらしをまもる
防災減災令和3年5月27日
津地方気象台
三重県

三重県土砂災害警戒情報の発表基準変更について

津地方気象台と三重県は、土砂災害警戒情報の発表基準を見直し、
令和3年6月3日（木）から新たな基準により運用します。

津地方気象台と三重県は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時に、三重県土砂災害警戒情報を発表しています。この情報は、市町における防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応の支援及び、住民の自主避難の判断等へ利用されており、避難が必要な警戒レベル4に相当します。

今般、気象台と県は、平成19年9月1日の運用開始から10年以上が経過し、データが蓄積されたことから、災害の発生状況と降雨の関係を調査の上、土砂災害警戒情報の基準を見直すこととしました。

発表基準を変更することで、現状の基準よりも精度が向上し、より適切な時期に必要な市町へ土砂災害警戒情報を発表することが可能となり、市町における避難指示等の防災対応の判断及び住民の自主避難を効果的に支援することが期待されます。

市町や県民のみなさんにインターネットを通じて詳細な情報を提供[※]する、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）や三重県土砂災害情報提供システムについても、避難対象地域の絞り込みを一層的確に支援できるよう改善されます。

なお、基準変更日時等は下記のとおりです。

記

- 1 基準変更日時 令和3年6月3日（木） 13時
- 2 基準変更の範囲 木曽岬町と川越町を除く三重県内全市町

※土砂災害警戒情報を補足する情報については、以下を参照してください。

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:land>

三重県土砂災害情報提供システム

<https://www.sabo.pref.mie.jp/>

問合せ先： 津地方気象台

電話 059-228-6818

三重県県土整備部 防災砂防課

電話 059-224-2697